

実施要領及び様式等の補足説明（香美市立図書館建設工事設計者選定プロポーザル）

1 実施要領 4 頁 9(3)、6 頁 10(4)について

- (1) 提出はアかつイによる提出が必要である。
- (2) 電子メールの容量制限は 10MB である。なお、電子メールに代わり、CD-R での提出を認める。その場合、期限は遵守のうえ、提出に係る費用は全額参加者の負担とする。

2 実施要領 5 頁 10(1)について

- (1) 副本の墨消し等については該当欄を空欄とすることでもよい。

3 実施要領 5 頁 10(2)オについて

- (1) 視覚的表現に模型写真・3D イメージの使用は可能とする。

4 実施要領 7 頁 12(5)について

- (1) プレゼンテーションにおいて、動画・3D アニメーションの使用は認めない。

5 実施要領 7 頁 12(2)について

- (1) 説明者は、基本的に（様式 4・12）に記載された者の中から総括責任者、主任技術者意匠担当の 2 名と、パソコン操作者 1 名の計 3 名以内とする。やむを得ない場合に限り、代理者等を説明者にできる。

6 実施要領 11 頁 1.6 配置計画について

- (1) 「国道交通との交錯及び・・・」とあるのは、県道の誤りである。
- (2) 緑地面積についての関係法規とは、技術提案上は都市計画法を想定すること。

7 実施要領 12 頁 2.4 自動制御設備について

- (1) 技術提案上、郷土資料コーナーは空調上独立した室である必要はない。

8 実施要領 13 頁 2.9 消火設備について

- (1) 技術提案上、防火水槽は配置計画のみとする（概算工事費に含まない）。また、建物とは分離して敷地内に配置するものとする。

9 様式全般について

- (1) 備考欄や欄外の様式についての注意書きは削除しないようにすること。

10 様式 1、様式 5 について

- (1) 設計 JV による参加の場合は、提出者（提案者）欄（郵便番号、住所、商号又は名称、代表者、建築士事務所登録番号）を増やし、代表構成員及び構成員について、それぞれ記載すること。ただし、様式 1 については、提出欄を増やしていないものについても受領する。

1 1 様式 4 について

- (1) 資格を証明する書類は不要とするが、疑義がでた場合は提出を求める場合がある。
- (2) 総括責任者の氏名下段に () 欄を設けて、所属事務所名を記載すること。ただし、記載のない場合でも受領する。

1 2 様式 6 について

- (1) 一級建築士と二級建築士の両方を保有している者については、一級建築士欄に計上すること。

1 3 様式 7 について

- (1) 設計 JV による参加の場合、実績を区別 (代表構成員か構成員) する表記は不要とする。
- (2) 主要実績は提案者の代表的な実績とし、同種・類似に関わらない。
- (3) 受賞が有る場合は主催団体名・賞名称を備考欄に記載すること。該当がない場合は空欄でよい。
- (4) 海外での実績も記入できる。

1 4 様式 8-1、8-2、様式 9-1、9-2、様式 11-1、様式 11-2 について

- (1) 設計コンセプト欄以外の補足コメント記載や、内観写真等の掲載は可能とする。コメント等は簡潔に記載すること。
- (2) 設計コンセプト欄の罫線は抜いてもよい。
- (3) 文字の大きさはポイント 10.5 以上とすること。
- (4) 様式 9-1、9-2 は同種・類似業務がない場合、「該当無し」の表記のうえ、提出すること。

1 5 様式 10 について

- (1) 資格欄の () 内には取得している資格名を記載するものとする。
- (2) 設備担当主任技術者は、欄を追加したうえで、機械設備と電気設備の両名について記載し、増頁になる事を認める。
- (3) 完成時期は完成予定でもよい。
- (4) 受賞が有る場合は主催団体名・賞名称を受賞実績等欄に記載すること。該当がない場合は空欄でよい。
- (5) 海外での業務も記入できる。
- (6) 過去に在籍していた所属事務所、あるいは現在在籍している他事務所での実績を記入することは可能とする。

1 6 様式 12 について

- (1) 正本は、総括責任者の氏名下段に () 欄を設けて、所属事務所名を記載すること。

17 様式 13 について

- (1) 文字の大きさはポイント 10.5 以上とすること。
- (2) 罫線は抜いてもよいこととする。
- (3) 視覚的表現を用いてもよいが、文章表現を補完するための必要最小限とする。

18 様式 15 について

- (1) 総括責任者、主任技術者（意匠）で各 1 枚提出が必要であり、どちらの分の資料か「11. 手持設計業務量」の右隣に（ ）欄を設けて記載すること。
- (2) 業務期間はバーチャートによる表示でよい。
- (3) 構造階級とは構造・階数と考えること。
- (4) 工事費は建設工事費と考えること。

19 様式 16 について

- (1) 西側道路は車両が通行できるようにして、技術提案すること。

20 様式 17 について

- (1) 概算工事費の消費税率は 10% とする。
- (2) 概算工事費について、技術提案上は液状化の対策・圧密沈下対策は不要とする。

21 様式 18 について

- (1) 諸経費、技術料経費は空欄に任意に記載すること。

22 候補地実測平面図について

- (1) 敷地面積については、実施要領等に記載したものでなく、実測平面図が正しい。
- (2) 西側道路は車両が通行できるようにして、技術提案すること。